



平成二十八年十二月五日  
 皇紀2676年  
 (西暦2016年)  
 第136号  
 発行：淀姫神社社務所  
 〒859-4501  
 松浦市志佐町浦免632  
 TEL・FAX 0956-72-0653

暖かかったり寒かったり

## 今年の冬はどんなでしょう

これを書いてるのは十二月五日です。さて、一ヶ月間が開いてしまいました。その間に季節はもうすっかり冬です。日にちを数えると、もうすぐ年末です。早いですねー。

お天気の方は、数日おきにくるころと変わる空模様で、気温の方も暖かかったり寒かったりと、乱高下が続いています。こうなると、体調管理の方もなかなか難しくなりますね。

今年は、インフルエンザもすでに流行期に入っているようで、あちらこちらで注意警戒が呼びかけられています。ここ松浦でも、あちらこちらで患者さんも出ているようです。

また、その他の感染症も流行し出す時期となります。こういった感染症予防のためには、まず体の免疫力を高めなければいけません。規則正しい生活と、十分な栄養補給や休息を心がけましょう。そして、外出から帰ったら、手洗いの励行を忘れずに。



## 平成29年厄・賀寿

さて、今年ももう残りわずか。もうすぐ平成二十九年がやってきます。というところで、今回は厄年や賀寿を迎えられる方々の生年一覧を。

### ◆入り厄生まれ年

男性・入り厄 四十一才

昭和五十二年生まれ

女性・入り厄 三十二才

昭和六十一年生まれ

### ◆賀寿生まれ年

還暦・六十一才

昭和三十二年生まれ

古稀・七十才

昭和二十三年生まれ

喜寿・七十七才

昭和十六年生まれ

傘寿・八十才

昭和十三年生まれ

米寿・八十八才

昭和五年生まれ

以上の方が、厄年・賀寿のお祝いの対象となります。年始にお祝いを申し込まれる際の参考にしていただけると幸いです。

原則として「数え年」にての算出です。満年齢でお祝い・お祝いされる方は上記の生まれ年から1年引いた生まれ年の方が対象になります。

## 「数え年」とは

「数え年」とは、生まれた年を1歳として、新年になるたびに1歳ずつ加える年齢のことです。つまり、「数え年」は

◆元日から、誕生日前日の午後12時までは「満年齢+2」

◆それ以降は「満年齢+1」で計算することになります。

(例) 昭和四十二年生まれの場合  
 平成二十九年の誕生日で

満年齢で四十九才

平成二十九年一月一日から

数え年で五十才

となります。

淀姫神社インターネット公式サイト「淀姫神社WEB」 <http://yodohimejinja.com/>

各種最新情報・blog「淀姫日記」にて「お祭りレポート」などなど、内容盛りだくさんでお送りしています。ぜひともチェックしてくださいませ。